

令和7年度（令和7年8月採用予定）

栄村地域おこし協力隊募集要項

令和7年4月 日

1 募集の目的

栄村地域おこし協力隊員設置要綱（平成27年3月20日告示第1号）に基づき、道の駅信越さかえの運営・企画・PR及び地域資源発掘・事業化（商品化）を担える地域おこし協力隊の募集を行います。

なお、今回募集を行う地域おこし協力隊員は、道の駅信越さかえの運営会社、有限会社栄村物産センターの職員として活動をお願いします。

2 主な活動内容

1	<u>生産者の支援、調整等に関する活動</u> ・道の駅、直売所利用者とのコミュニケーション活動の強化並びに、リピーター確保や新規利用客の開拓。 ・農林産物の維持、拡大の推進。 ・生産者と協力した地域資源（農林産物、山菜、森林）を活用した事業（商品）展開の企画及び実践。
2	<u>営業、企画活動</u> ・県内外の旅行代理店への営業活動とツアーの誘致。 ・道の駅信越さかえが旅の目的地となるよう、道の駅を訪れる観光客等へのおもてなし、PR活動などを通じたリピーターの獲得。 ・道の駅信越さかえイベントの企画運営 ・県内外のイベントへの売り込み並びに交流事業を通じた誘客活動。
3	<u>情報発信活動</u> ・SNSやHPを活用した観光客の誘致。 ・SNSを通じた地域情報の魅力発信。 ・毎月の活動報告書の提出、年間計画及び報告書等の作成 など

3 応募の条件

応募資格 （応募する全ての方が満たす必要があります。）	<ul style="list-style-type: none">・令和7年4月1日現在で18歳以上の方・三大都市圏内外の都市地域及び一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市に現に住所を有する方・採用後、生活の拠点を栄村に移すとともに栄村に住民票を異動することができる方（採用前に住民票を移すと資格がなくなります。）・任期終了後も栄村に居住する意向のある方・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事由に該当しない方・普通自動車運転免許を有している方、又は取得予定の方・基本的なパソコンの操作（エクセル、ワード、メール等）ができインターネット、SNSやYouTubeを活用できる方
--------------------------------	--

求める人物像	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅信越さかえの店長候補となって働いて頂ける方。 ・田舎での暮らしに興味関心がある方。 ・活動期間終了後、栄村に定住する意欲のある方。 ・地方創生、地方活性化に関心がある方 ・地域住民や施設利用者と柔軟なコミュニケーションがとれる方 ・人と関わることが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方 ・小売、流通、宣伝、企画、経営、観光関連等の業務に従事した経験がある方または今後携わる意欲がある方。
--------	--

4 採用予定人数

1名

5 雇用形態

任用期間は、令和7年度の任用日から令和8年3月31日までとし、年度ごとに再度任用の可否を判断し、最長3年間活動を延長することができます。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその雇用を解除する場合があります。

6 報酬 月額：250,000円（賞与あり 年4.0ヶ月）

※有限会社 栄村物産センターでの勤務となります。

※活動経費は別途支給します。（後述）

※税金等を差し引いた後の受取額は、約20万円程度になります。

7 勤務条件

勤務地	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の拠点を栄村に置き、有限会社栄村物産センターの従業員として活動を展開します。 ・PRイベント等のため栄村外で活動をすることもあります。 	
活動時間及び日数	<ul style="list-style-type: none"> ・週5日、37.5時間を基本としますが、地域での活動や業務の進捗状況により前後することがあります。 ・有限会社栄村物産センターと相談し、柔軟なスケジュールで活動をしていただきます。 	
休日・休暇	有限会社栄村物産センターと相談し、月ごとにスケジュールを管理しながら進めます。事前に長期の休暇等が必要な場合は、相談のうえ決めさせていただきます。	
待遇・福利厚生	住居	<ul style="list-style-type: none"> ・住居は、村が指定した住居に住んでいただきます。 ・住居の使用料としての家賃は、活動費から支出できます。（上限あり） ・住居に係る光熱水費等は自己負担とします。 ・転居に係る旅費や経費については自己負担とします。

	活動経費	・物品、車両（リース、レンタルに限る）、活動のために必要な消耗品費などの経費については予算の範囲内で有限会社栄村物産センターが活動経費として負担します。
	社会保険	・有限会社栄村物産センターとの雇用契約になります。 各種社会保険加入（雇用・労災・健康・厚生） （村との雇用契約はありません）
	兼業	・可（雇用主の承認が必要） ○活動に支障が無い範囲においては、個人事業等を行うことを妨げません。 ○関係団体、事業者との業務に関し、金銭を受け取ることも妨げません。
	その他	・携帯電話やネット環境等の通信費は自己負担とします。 ・活動中のサポートや任期満了後の相談については、地区担当、役場担当者その他、村で委嘱するコーディネーター（地域おこし協力隊OB）が行います。

8 提出書類・選考の方法

(1) 申込方法

①申込は、郵送または持参により、1回の応募につき1業務の応募に限り受付します。

※2業務以上、同時の申込はご遠慮下さい。

※提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(2) 提出書類

- ① 栄村地域おこし協力隊応募用紙 : 様式指定
- ② 現住所の住民票 : 1ヶ月以内のもの
- ③ 普通自動車運転免許証の写し : 表面・裏面

(3) 審査方法

①第1次審査 書類審査

（結果は第2次審査の案内と併せて本人に通知します。）

②おためし協力隊の参加

③第2次審査 面接選考

※第1次審査通過者を対象に、おためし協力隊及び栄村役場での対面面接を実施します。

※往復の交通費は個人負担とします。宿泊費及びその他の滞在経費は当村で負担します。

(4) 応募受付期間

令和7年5月7日から令和7年6月30日まで

※申込状況により早期に打ち切る場合があります

9 任用時期

令和7年7月1日

10 申込み・問合せ先

栄村役場 商工観光課 企業係（地域おこし協力隊担当）宛て

〒389-2702 長野県下水内郡栄村大字北信2903番地

TEL 0269-87-3355 （平日 8:30～17:15） 土日祝日 回答不可

メール問い合わせ kankou@vill.sakae.nagano.jp

